

平成 28 年度定期監査(2) 監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 28 年度定期監査(2)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づき監査の結果に関する報告を提出する。

なお、笠原こうぞう前監査委員および齊藤静夫前監査委員が本監査の執行に関与し、関口和雄監査委員および内田ひろのり監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 28 年 5 月 9 日から同月 31 日までの間において実日数 15 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 28 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 27 年度の事務事業について、法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているかを検証した。

施設を管理する担当部署においては、施設管理マニュアル等に基づき適切な施設管理が行われているか、利用者の安全確保が図られているか等を検証した。

補助金交付、業務委託および指定管理者による施設の管理を行っている担当部署においては、補助金交付等が所定の要件に適合しているか、履行確認が適切に行われているか、指導監督が適切に行われているか等を検証した。

(3) 監査の視点

以下の項目を主眼として監査を実施した。

現金（収納金、資金前渡金等）、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。

予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。

契約事務が規則等に従い適正に行われているか。

業務委託等が仕様書に基づき行われ、その履行確認が十分に行われているか。成果について確認が行われているか。

補助金等が要綱等に基づき交付され、その履行確認が報告書等により適切に行われているか。

非常勤職員等の勤務管理が適切に行われているか。

行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。歳入の確保に向けた取組が行われているか。

個人情報について適正な管理が行われ、関連事務における必要な改善が図られているか。

区の刊行物について、「ユニバーサルデザイン(UD)ガイドライン(平成27年9月区長室広聴広報課)」に基づいた取組が行われているか、適切な在庫管理と発行部数の精査が行われているか。1回の発行が10,000部以上の場合、広告の掲載を検討しているか。

「練馬区施設管理マニュアル(平成22年11月総務部施設管理課)」に基づいた施設管理が行われているか。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

財政援助団体等(補助金交付団体、出資団体、指定管理者)の担当部署において、報告書の点検等による履行確認や、団体等に対する指導監督が適切に行われているか。

契約事務において、一般的な注意事項(複数社からの見積書徴取等)に加え、「契約事務の適正な執行について(通知)」(平成27年5月25日付け27練総経第132号)が遵守されているか。

準公金について、「練馬区準公金管理ガイドライン(平成25年11月21日付け25練会第434号)」に基づき、現金・預金が適正に管理され、自己検査が行われているか。

(4) 監査対象部課等

ア 教育委員会事務局教育振興部

- (ア) 教育総務課
- (イ) 教育施策課
- (ウ) 学務課
- (エ) 施設給食課
- (オ) 教育指導課
- (カ) 学校教育支援センター
- (キ) 光が丘図書館

イ 教育委員会事務局こども家庭部

(ア) 子育て支援課(以下の施設を含む。)

・児童館6館

栄町、中村、石神井、南田中、関町、石神井台

・学童クラブ30か所

栄町児童館、開進第三小、開進第四小、開進第四小第二、中村児童館、中村児童館第二、豊玉第二小、開進第二小、中村小、石神井児童館、大泉小、大泉東小、大泉東小第二、関町北、石神井台けやき、南田中児童館、練馬第二小、石神井東小、南が丘小、光が丘つくし、関町児童館、石神井台児童館、石神井小、石神井小第二、石神井台小、

富士見台小、富士見台小第二、高松小、関町小、田柄第二小、

(イ) こども施策企画課

(ウ) 保育課（以下の施設を含む。）

・保育園 15 園

栄町、大泉学園、南大泉、光が丘第二、関町第三、練馬、

旭町第二、光が丘第五、光が丘第十一、石神井台第二、

石神井台、春日町第三、高野台、関町第二、平和台

(エ) 保育計画調整課

(オ) 青少年課

(カ) 練馬子ども家庭支援センター

2 監査の結果

適正に行われていた。